

西都市防災マップ作成業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領

この要領は、西都市が実施する西都市防災マップ作成業務委託の受託候補者を選定するために行うプロポーザル審査について、必要な事項を定めるものである。

1 選定方法

本プロポーザルでは、西都市防災マップ作成業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行い、受託候補者の選定を行うものとする。

2 審査

審査の対象となる者は、参加申し込みをした者のうち、参加資格を有することが市から認められ、期限内に企画提案書等の提出を完了した者とする。

(1) 審査要領

提出書類の内容についてのプレゼンテーション及び質疑を行い、その内容を審査する。

各審査委員が、別に定める「西都市防災マップ作成業務委託に関する公募型プロポーザル審査基準」に基づき、採点を行い、各審査委員の評価点の合計点数が大きい順に順位付けを行う。その結果、第1位となった者を委託契約の優先交渉権者である受託候補者とし、次順位以降となった者から順に次順位以降の交渉権者とする。

合計点が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。それでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。

ただし、審査委員全員の合計点数が満点に対して60%に満たない場合は、受託候補者として選定しないものとする。

また、応募者が1者のみの場合であっても、適格性を判断するため審査を行う。

(2) 細部実施要領

① プレゼンテーション及び質疑の参加人数は1者につき3名以内とし、本業務に携わる予定者を含めるとともに、その者が企画提案についてプレゼンテーションを行うこと。

② 実施時間は1者につき、準備5分以内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とする。

ただし、参加事業者が多数の場合は、実施時間を短縮することがある。

③ プレゼンテーションは、提出した提案書をもとに行うこととし、追加提案や追加資料の配布は認めない。スクリーン、プロジェクターの設置等については市で行うが、パソコン（HDMI映像出力が可能なもの）及び外部ネットワーク接続（インターネット）環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

- ④ 審査プレゼンテーション及び質疑の順番は、原則として提案書の受付順とする。
- ⑤ 審査プレゼンテーション及び質疑は個別に行い、非公開とする。

3 審査結果

採否に関わらず全てのプロポーザル参加者に電子メールで通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。